

仲町台スポーツパーク

---

# 新型コロナウイルス 感染症防止ガイドライン

---



NAKAMACHIDAI  
SPORTS PARK

# INDEX

<b>1</b>	<b>仲町台スポーツパークの特徴</b>	<b>→ P02</b>
<b>2</b>	<b>仲町台スポーツパークの利用に関する取り組み</b>	<b>→ P02</b>
<b>3</b>	<b>全般的な事項</b>	<b>→ P02</b>
<b>4</b>	<b>施設内管理事項</b>	<b>→ P03</b>
	a) 手洗い場所	→ P03
	b) 待合室	→ P03
	c) 洗面所(トイレ)	→ P03
	d) スポーツ用具の管理	→ P03
	e) フットサルコート・体育館・プールの環境	→ P03
	f) 施設の入口	→ P03
	g) ゴミの廃棄	→ P03
	h) 清掃・消毒	→ P03
<b>5</b>	<b>仲町台スポーツパーク利用時の遵守事項</b>	<b>→ P04</b>
<b>6</b>	<b>体調不良、COVID-19の感染疑いや濃厚接触者認定となった場合の連絡先・対応</b>	<b>→ P04</b>
<b>7</b>	<b>COVID-19に関する情報開示</b>	<b>→ P05</b>

## 1 仲町台スポーツパークの特徴

仲町台スポーツパーク(以下「本施設」という。)利用に当たっては要件を満たすことを条件とし、ジュニア選手のみが利用できるという特徴がある。施設内にジュニアケアルームを有しており感染対策対応できる体制が整備されている。

## 2 仲町台スポーツパークの利用に関する取り組み

ジュニア選手の活動拠点である本施設の施設利用にあたっては、以下の段階を経て、利用が認められる。

- ①統括団体である株式会社Team39(以下「39」という。)及び東京インターナショナルプリスクール(以下「TIP」という。)が各団体に対し新型コロナウイルス感染防止策(本ガイドライン)の共有徹底を図り、各団体よりジュニア選手、保護者様へ共有を厳守する。
- ②本施設は、以下の1)から3)について問題ない者を受け入れる。
  - 1)施設利用の直前14日間の体温計測を含めて体調チェックを実施し、体温が37.5℃(平熱が高い人は、平熱+0.5度)未滿かつ倦怠感、咳、咽頭痛などの症状がない。
  - 2)施設利用の直前14日間で周囲の者に発熱、感冒様症状などがない。
  - 3)日々の体調及び行動を記録する。
- ③さらに、入館時は体温チェックを行い、その中で異変等があった場合は入館をお断りするとともに、必要に応じて速やかにスポーツメディカルセンター又は外部医療機関を受診させるものとする。

## 3 一般的な事項

- 感染防止のため施設管理者自ら実施すべき事項や利用者が遵守すべき事項を予め整理し、チェックリスト化したものを施設内の適切な場所(管理事務所や各施設の入口等)に掲示する
- 各事項が遵守されているか施設内を定期的に巡回・確認する。
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、利用当日に利用者から提出を求めた書面について、保存期間(少なくとも1月以上)を定めて保存しておく。
- 利用後に利用者から新型コロナウイルス感染症(以下「COVID-19」という。)を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく。
- スポーツ庁が発表するCOVID-19対策に関する情報交換を行い、必要に応じて新たな対策をとる。
- 利用資格のない者の入館はお断りする。
- 利用者が以下の事項に該当する場合は、入館をお断りする。
  - ・体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)。
  - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
  - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
- 利用者に対しマスクの着用を奨励する(トレーニング時を除き、原則としてマスクを着用すること。)
- 出入口には、手指消毒液(70%以上のアルコール)を設置する。
- 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入館をお断りする。(入口に設置している体温計による体温の確認を実施)

## 4 施設内管理事項

### a) 手洗い場所

- 手洗い場には石鹼(ポンプ型が望ましい)を用意する。
- 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒液を用意する。

### b) 待合室

- 他の利用者と密になることを避ける
- ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じる。
- 室内又はスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等)については、こまめに消毒する。
- 換気設備を適切に運転する。
- スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗ひまたはアルコール等による手指消毒をする。

### c) 洗面所(トイレ)

- トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)については、こまめに消毒する。
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意する(利用者にマイタオルの持参を求めても良い。共用の布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにする)。

### d) スポーツ用具の管理

- 利用者にスポーツ用具を持参してもらうよう周知する。
- やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にした上で、こまめに消毒する。

### e) フットサルコート・体育館・プールの環境

- 換気設備を適切に運転する。定期的に外気を取り入れる等の換気を行う。
- 体育館の床をこまめに清掃する。

### f) 施設の入口

- 施設利用時の利用者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示する。

### g) ゴミの廃棄

- 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗い、アルコール等による手指消毒をする。

### h) 清掃・消毒

- 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に清拭消毒する。

## 5 仲町台スポーツパーク利用時の遵守事項

- 本対策、並びに一般的なガイドラインを遵守する。
- マスクを持参し、原則として施設内ではマスクを着用する。
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施する。
- 施設内の動線をあらかじめ確認・把握し、不要な移動は避ける。
- 利用する空間等の換気状況を意識し、窓が設置されている空間であればこまめな換気を心がける。
- 使用する器具や什器などは、1日の使用開始前には必ず消毒する。また、利用者間で共有する必要がある器具等は、利用前後に消毒を実施する。
- 利用中に大きな声で会話や応援等をしない。
- トイレを利用する際には、蓋を閉めて汚物を流すようにする。
- 鼻水、唾液などが付着したゴミ、マスクなどは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミ箱に廃棄する。
- トレーニング時の感染症対策として、以下の点に留意する。
  - ・ タオル、トレーニングで使用する衣類などは自分専用の物を準備し、他の人と共用しない。
- 利用終了後14日間以内に COVID-19を発症した場合は、統括団体を通じて本施設事務局に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。
- COVID-19の陽性者が利用したことにより施設の全部または一部を休止した場合、利用再開については保健所の指示に従う。
- 感染防止のために施設管理者が定めたその他の措置を遵守し、施設管理者の指示に従う。

## 6 体調不良、COVID-19の感染疑いや濃厚接触者認定となった場合の連絡先・対応

### 本施設利用中に、体調不良が生じた場合

平日の8:30~17:00であれば、本施設事務局に連絡すること。受診に関しては医療機関の指示に従うこと。また、当該体調不良者が触れたと思われる箇所を消毒し、COVID-19の感染だった場合を考慮し、一時中断あるいは中止の検討を行うこと。なお、平日の8:30~17:00以外の時間帯、及び土日祝日の場合は、東京都発熱相談センター等に連絡するとともに、本施設事務局まで以下の内容をメールすること。

- ・ 体調不良者の氏名／性別／属性(選手・スタッフ等)
- ・ 体調不良の状況(発症日時、発熱〇℃、嘔吐あり等)
- ・ 受診先医療機関名称／医療機関での診断／PCR検査等受検の状況
- ・ 体調不良者の発症時から本報告時までの経過(時系列)
- ・ 体調不良者と合同でトレーニングしていた者への対応状況(夜間のため特になし・中止等)
- ・ 濃厚接触が疑われる者の氏名／性別／属性(選手・スタッフ等)(濃厚接触が疑われる者を推定し、その者の隔離を行う。)

平日／8:30~17:00

仲町台スポーツパーク事務局…………… 050-5858-2862

上記以外

東京都発熱相談センター…………… 03-5320-4592

東京消防庁救急相談センター…………… #7119

仲町台スポーツパーク事務局メールアドレス

[jimukyoku@nsp39.jp](mailto:jimukyoku@nsp39.jp)

## 7 COVID-19に関する情報開示

### 1) 情報開示に関する基本的な考え方

本施設は、感染拡大を防止する観点から、公表が必要と判断した場合は、ニュースリリース、ウェブ掲載等により以下のとおり公表する。

- ①本施設利用者がCOVID-19の検査で陽性になった場合は、速やかに公表する
- ②本施設利用者が濃厚接触者及び濃厚接触者疑いとなった場合、保健所と連携し、感染拡大を防止する観点と併せて公表を判断する
- ③発表に当たっては、統括団体、39と協議し、公表する
- ④発表する範囲は、2)感染に関する発表の例を参照
- ⑤本施設においてクラスターが発生するなど、重大かつ社会的影響の大きな事案が生じた場合、当基準と異なる対応をとる場合がある

### 2) 感染に関する発表の例

- ・ 属性
- ・ 検査陽性判明日
- ・ 経過（発症日、最終利用日、発症2日前からの来館状況、検査日・結果判明日、現在の状況など）
- ・ 濃厚接触者の有無（保健所の見解）、近接者の健康状況
- ・ 関係者の状況を踏まえた対応（自宅待機の期間・範囲等）
- ・ 業務・練習の中断、施設の休止（一部・全部）等に関し必要な事項
- ・ 今後の対応について（保健所の指示をもとに決定）

※原則として、陽性者や濃厚接触者等の氏名については、プライバシーの保護の観点から公開しない。

※上記に記載する全ての情報が確認できない場合であっても、感染拡大防止の観点から陽性者発生の事実の公表を優先・迅速に行い、他の情報は判明し次第、順次統報を行う場合がある。